

蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画 策定業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、本市の障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、次に掲げる事項等に関する施策を盛り込んだ蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画を策定するにあたり、現在進行中である蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画の成果と課題を踏まえ、市の現況や関連施策、住民ニーズを把握するための基礎調査を実施し、今後の蒲郡市障害福祉・障害児等福祉の推進に関する課題を整理する必要がある。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定通所支援、指定障害児相談支援、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法においては、国の基本指針に即して定めるものとされており、かつ、市町村障害福祉計画の達成に資するために定められる都道府県障害福祉計画とも整合を図る必要がある。また、「市町村及び都道府県は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う」としていることから、蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画に係る基本指針として、PDCAサイクルの導入がポイントとなる。

そのため、過去の福祉関係行政計画策定の実績を備え、各種調査等の分析・評価や、市民意識、国や県の動向など実態把握に基づき計画を策定することを目的とする。

2 計画の位置づけ

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する市町村障害福祉計画
- (2) 児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児等福祉計画

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

(1) 基礎調査・分析

ア 現状分析（障害種別人数の動向、サービスの提供状況等）

障害種別人数の動向や保健・医療サービスや在宅福祉サービスなど公的サービスの提供状況、人的資源（マンパワー）の状況を把握する。

イ 現行計画の目標と達成度チェック

前計画に掲げた目標に対し、達成状況についてチェックを行う。

ウ アンケート調査

障害のある人の障害者福祉施策に対するニーズを把握するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象にアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査を報告書として提出する。

業務内容：調査票（1種）の作成、印刷、発送準備、配布・回収作業とこれに係る一切の費用は受託者の負担とする。なお、対象者の抽出、宛名ラベル作成は市が行い提供する。

調査対象

- ・身体障害者手帳所持者（抽出：4月1日現在手帳所持者）
 - ・療育手帳所持者（抽出：4月1日現在手帳所持者）
 - ・精神障害者手帳所持者（抽出：4月1日現在手帳所持者）
- 計約1,200人を抽出対象とする。

エ ヒアリング調査

アンケート調査では把握できない、個別の具体的なニーズについて把握するため、当事者等に対し、直接ヒアリングを実施する。

当事者及び関係者団体等（10団体程度）

オ 問題・課題の整理

各種調査結果に基づき、障害のある人の現状、公的サービスの提供状況、人的資源の状況、生活環境の整備状況ごとに問題及び課題の整理を行う。

(2) 障害福祉計画の策定

ア 目的及び特色

前述の各種調査結果を踏まえ、障害福祉計画案を策定するにあたり、本市の特色を踏まえつつ、計画策定の目的や体制について整理を行う。

イ 将来フレーム

上位計画及び関連計画の将来フレームを踏まえ、目標年次における年齢別人口の推計に基づき、障害別の人口の推計を行う。

ウ 各種サービス目標の設定

基礎調査・分析、将来フレーム及び国から示される基本指針を踏まえ、現在の支援費サービス等の利用実態から、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援又は地域生活支援事業などについて見込み量を設定する。

エ 見込み量確保のための方策及び体制の整備

県が実施した各種調査項目や指標との連携整合を図り、市民1,200人へのアンケートの調査結果及び関係団体へのヒアリング調査結果に基づき、課題の抽出や推計の反映を行う。なお、特に相談支援事業については、見込み量確保のための問題点や課題について詳細にヒアリングを行う。（10団体程度）

オ 自立支援協議会等への出席

市が設置する「自立支援協議会等」に受託者は、市の要請により参画する

ものとし、会議の議事運営について設定支援、資料提供及び議事録等の作成を行う。なお、開催回数は下記の回数を基本とするが、会議の進捗などの都合により、回数を変更する場合もある。

自立支援協議会等開催（4回程度）

カ パブリックコメントの実施の支援

障害福祉計画案について、パブリックコメントを実施するにあたり、ホームページ公表用のPDFファイルを作成するとともに、寄せられた意見への対応策を作成する。

キ 計画の策定

自立支援協議会からの意見やパブリックコメントの結果を踏まえて、障害福祉計画案を修正した「蒲郡市第8期障害福祉計画・第4期障害児等福祉計画」を作成する。

(3) 成果品

ア アンケート調査報告書 電子データ（CD）

イ 障害福祉計画（概要版） 電子データ（CD）

※ 音声コード（ユニボイス）対応

ウ 障害福祉計画（確定稿） 電子データ（CD）

※ 確定稿の元となるWordファイルも提供すること

5 その他

- (1) 本仕様書で明示できないものなどについては、必要に応じ委託者と協議し、決定する。
- (2) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務の内容を変更することができる。
- (3) 本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を市の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならない。
- (4) 計画等の成果品は、市に帰属し、市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。